

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	国予算 区分
1	—	低所得世帯支援給付金支給事業(R6住民税非課税分)(こども加算分) 定額減税補足給付金支給事業(不足額給付Ⅰ・Ⅱ)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6・R7の累計給付金額のうち、R7計画分316,750千円 ・令和6年度住民税均等割非課税世帯30,000円/世帯 ・上記世帯のこども加算20,000円/人 ・定額減税を補足する給付(うち不足額給付) 事務費(事務用品、郵送料、業務委託料、使用料、賃借料、人件費) ④令和6年度住民税均等割非課税世帯、定額減税を補足する給付のうち不足額給付の対象世帯	R7.1	R8.3	R6補正
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障害者支援施設・障害福祉サービス等事業所)	①物価高騰の影響を受ける障害者支援施設・障害福祉サービス等事業所の運営を支援し、利用者の負担の増加を防ぐため、施設等の種類・定員に応じて支援金を支給する。 ②③<支援金>10,000千円 ・入所系サービス(14事業所):計5,068,000円 ・通所系サービス(27事業所):計4,416,000円 ・県支援金の交付を受けない法人への対応等:計516,000円 <事務費>8千円(通信運搬費) ④市内で障害者支援施設及び障害福祉サービス等事業所を運営する法人	R7.9	R8.3	R7予備費
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(介護保険サービス事業所・施設、高齢者施設)	①物価高騰の影響を受ける介護保険サービス事業所・施設、高齢者施設の運営を支援するため、施設等の種類・定員に応じて支援金を支給する。 ②③<支援金>54,741千円 ・通所系サービス(80事業所):計16,086,500円 ・入所系サービス(69事業所):計38,655,000円 <事務費>8千円(通信運搬費) ④介護保険サービス事業所・施設、高齢者施設を運営する法人	R7.11	R8.3	R7予備費
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受ける保育施設等の運営を支援するため、施設等の種類・定員に応じて支援金を支給する。 ②③<支援金>4,062千円 保育園・認定こども園・幼稚園(26施設)、病児保育施設(4施設)、認可外保育施設(14施設数)、地域子育て支援拠点事業(4事業)、地域型保育所(2施設)、児童養護施設(1施設5棟)、里親(12) <事務費>9千円(通信運搬費) ④私立保育園、認定こども園、幼稚園、児童養護施設、病児保育施設、認可外保育施設、地域型保育所、地域子育て支援拠点事業、里親	R7.9	R8.3	R7予備費
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受ける医療機関等の負担を軽減するため、支援金を支給する。 ②③<支援金>40,090千円 ・病院(16か所) 計22,980,000円 ※病床加算有 ・有床診療所(6か所) 計1,150,000円 ※病床加算有 ・無床診療所(内科・歯科:135か所) 計13,500,000円 ・薬局(82か所) 計2,460,000円 <事務費>57千円(消耗品費、通信運搬費) ④市内に所在する医療機関等を運営する事業者で、支援金受給後も引き続き運営を行う意思がある施設	R7.9	R8.3	R7予備費
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	運送事業者等物価高騰対策支援事業	①燃料油価格などの高騰が続く中、その影響を受けている市内に営業拠点を置く運送事業者等に対し、経費負担の軽減と経営の安定を図ることを目的として、所有する貨物自動車等の台数に応じて支援金を交付する。 ②支援金及び支援金の支給に要する事務費 ③<支援金>57,570千円 ・大型トラック、牽引 1台60千円 ・小型トラック 1台40千円 ・軽トラック等 1台30千円 ※上限額1事業者1,000千円 <事務費>200千円(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費) ④次のいずれかの許可、認定又は届出事業者であって、当該許可、認定又は届け出に係る営業拠点を市内に置く中小企業者等(約230事業者) ・一般貨物自動車運送事業 ・特定貨物自動車運送事業 ・貨物軽自動車運送事業 ・自動車運転代行業	R7.9	R8.3	R7予備費

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	国予算 区分
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	岩国市プレミアム商品券発行事業(第6弾)	<p>①物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援し、消費喚起による地域経済の活性化を図るため、食料品購入にも使用可能なプレミアム商品券(第6弾)の発行を支援するもの。</p> <p>②③事業費1,147,497千円 ・推進協議会への補助金1,135,970千円 補助率100% [内訳]プレミアム分充当金、事務費、人件費、販売委託に関する費用、商品券等の印刷費、会場借料等 ・商品券購入引換券作成等委託料4,267千円(引換券作成、対象者抽出業務委託) ・引換券発送に係る役務費(郵送料)7,260千円</p> <p>④市民及び市内事業者</p>	R8.1	R8.4以降	R7補正
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当支給事業	<p>①国が実施する「物価高対応子育て応援手当」に加え、市の独自拡充分を上乗せ支給をすることで、より子育て世帯に対する物価高対策を効果的なものとするを目的としている。</p> <p>②市の独自拡充分の手当及び当該手当の支給に係る事務費</p> <p>③<手当>180,000千円 対象児童18,000人×1人あたり10,000円=180,000千円 <事務費>253千円(郵送料、振込手数料、システム改修費)</p> <p>④岩国市が実施主体となって支給する国の物価高対応子育て応援手当受給対象者に加え、新たに岩国市で子育てをする世帯(令和7年9月1日[公務員については10月1日]～令和8年3月31日までに岩国市に転入した児童手当の受給者)も対象とする。</p>	R7.12	R8.4以降	R7補正
9	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ対策促進事業(省エネ家電買い換え、省エネリフォーム)	<p>①電気代をはじめ物価高騰の影響を受けた生活者に対し、家庭におけるエネルギー負担軽減を支援するため、省エネルギー性能の高い家電への買い換えや高効率給湯器の導入等の住宅の省エネ化を行った場合に補助金を交付する。</p> <p>②③<補助金>332,000千円 ・省エネ家電買い換え促進事業費補助金 285,000千円 省エネルギー基準達成率が100%以上の家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、テレビ、LED照明器具の本体購入費(税込)の1/2 ※補助上限:1台あたり10万円、1世帯あたり15万円 ・省エネリフォーム促進事業費補助金 47,000千円 国が実施するみらいエコ住宅2026事業、先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業の対象となる住宅リフォームに係る国の補助金の交付決定額の1/2 <事務費>24,650千円(委託費、人件費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)</p> <p>④省エネ家電を購入した又は住宅の省エネ化につながるリフォームを行った市民</p>	R8.1	R8.4以降	R7補正